

令和6年度第1回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和6年10月10日(木) 和歌山労働総合庁舎6階会議室	18時01分から 18時46分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数3名 定数3名 定数3名	出席3名 出席2名 出席3名

○事務局(谷本)

はい。すみません。そうしましたらただ今からですね、第1回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会を開会いたします。

部会長が選出するまでの間事務局で議事を進行させていただきます。

お手元の会議次第にしたがいまして進行いたします。よろしくお願いいたします。ちょっと座らせていただきます。

まず初めにですね、専門部会の委員と事務局の御紹介をさせていただきます。お手元の資料1を御覧ください。

〈事務局が各委員を紹介、各委員自己紹介〉

〈事務局が事務局職員を紹介〉

○事務局(谷本)

そうしましたら本日は鉄鋼業最低賃金の最初の専門部会ですので、事務局を代表いたしまして労働基準部長の佐々木から御挨拶を申し上げます。

〈部長挨拶〉

○事務局(谷本)

それでは本日の会議の成立状況から御報告をいたします。

公益代表委員3名、労働者側委員2名、使用者側委員3名の御出席をいただいております。最低賃金審議会令第6条第6項において準用する第5条第2項の規定に基づく定足数、公労使各側の3分の1以上又は全体の3分の2以上を満たしておりますので、本会議が成立していることを御報告いたします。

また、審議に当たりまして関係労使からの意見聴取に係る公示及び傍聴の希望に係る公示を行いました。意見の文書提出、傍聴希望ともに申出がなかったことを御報告させていただきます。

それでは開会に先立ちまして、まずは専門部会の審議事項を確認をいたしま

す。

専門部会で最低限度の審議決定を要する事項につきましては、最低賃金額と効力の発生日の二項でございます。結審いたしましたら専門部会から審議会本審に対する報告書を作成していただきます。参考までに資料の8番を見ていただきましたら、昨年度の報告書をお配りしておりますので御参照いただきますようお願いいたします。昨年度の報告書の別紙、裏面が別紙になるんですが、これにですね、改正決定で記載する項目が書かれております。そのうち項目1の適用する地域につきましてはあらかじめもう最低賃金法に定まったものとなっております。

なお、現在の特定最低賃金の適用対象業種の範囲につきましては、平成25年10月改定の日本標準産業分類に基づいて公示しているところでございます。今回日本標準産業分類の改定につきまして、令和5年7月27日付け総務省告示第256号日本標準産業分類の改定に係る告示がなされて、令和6年4月1日第14回改定が施行されております。

今般最低賃金額及びコンマを読点に改める改正決定が必要ということになりますので、全部改正として公示をすることとなります。

したがいまして件名であります和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正は必要ないんですが、和歌山県鉄鋼業最低賃金の時間額が改正された場合は、全部改正として官報公示文の2の適用する使用者の項目も改正の必要となります。具体的には2の適用する使用者は前号の地域内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業者を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者と公示していますが、コンマ表示となっているところを読点表示に改正をするという必要があります。

項目4が審議の中心となる改正決定後の金額で最低賃金法第3条に基づき時間額を定めます。

第5項のこの最低賃金において賃金に算定しないものは、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当となっておりますが、これらは中央最低賃金審議会で示された考えに基づくもので、全国全て同様となっておりますので、通常具体的に審議していただく必要はございません。

項目6は効力発生日で、最低賃金法では公示から30日後が効力発生日となりますが、それ以降の具体的な日を定めることも可能です。具体的な日を定める必要がない場合は通常法定どおりとしていただきますが、日を指定する場合は具体的な年月日を記載いたします。

これらの文面は専門部会の決定に基づいて事務局が案を作成して、委員の御承認を得て施行する流れになります。

そして全会一致の結審の場合は第4回審議会本審での議決によりまして、専

門部会での決議が審議会での決議となりますので、併せて審議会会長名による労働局長宛での答申書も作成し、御確認をいただくこととなります。

以上の流れになります。

よろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

#### ○事務局（谷本）

次に議題に入る前にお配りしております資料の説明をいたします。

令和6年度版最低賃金決定要覧ですが、本審委員の方は既にお渡しをしておりますので、専門部会のみ委員の方に本日机前にお配りをしております。

次に資料1は先ほど御覧いただきました専門部会委員の名簿です。

資料2は専門部会運営規程です。今年度から新たに委員に御就任いただいた方もおられますので簡単に説明をさせていただきます。

第1条、規程の目的ですが、専門部会の議事に関しては最低賃金法と最低賃金審議会令を基本とし、それらを補完するものとして和歌山地方最低賃金審議会の本審の運営規程と専門部会の運営規程を定めて運営しています。

第2条、会議の招集ですが、部会長が必要と認めたとき、局長又は3人以上の委員から請求があったときに招集すると規定しています。

第3条第3項、委員の出席できない場合等は適当な方法で部会長に通知をするとされていますが、実務上は事務局に御連絡をいただければ事務局から部会長に連絡をさせていただきます。

第5条、会議は原則公開で、率直な意見交換等が損なわれるおそれがある場合には非公開とすることができると規定しています。ただし個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合は会議を非公開にできると定めています。

第6条、会議は議事録を作成します。また議事録作成に当たっては各側委員から選出された委員に御確認をいただくこととなります。会議が非公開になる場合に作成する議事要旨も同様に各委員の御確認をお願いしています。ただし会議を非公開とした場合であっても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき開示請求があった場合には、これらの法律に規定される不開示情報を除き開示することとなります。議事録確認者の議事録への署名につきましては、令和3年度の運営規程の改正により議事録への署名の規定を廃止し、各委員の代表が議事録を確認する運用となりますので、後ほど議事録確認者を決めていただきたいと思います。

以上、運営規程の主なものにつきまして、説明をさせていただきました。

続きまして資料3は最低賃金審議会令で会議の成立の定足数などに関する箇所はアンダーラインを引いております。

資料4は答申と効力発生日の一覧表となっています。最低賃金法第11条では金額改正の答申後15日間の異議申出期間を置くこととされており、また第14条では改正決定の官報公示の日から30日経過後にその効力を生ずるとされております。事務手続に必要な期間も含めて答申日と効力発生日の関連を示した一覧表となっていますので御参考としてください。

次に資料5は和歌山県の最低賃金額の推移となっています。左から地域別、鉄鋼業、百貨店、総合スーパーという並びですが、特定最低賃金の過去の発効年月日を御覧いただきますと、12月30日というのがほとんどになります。10月中に比較的早く答申をいただいて、もう少し早く発効できる場合でも発効日を12月30日に指定していた経緯があります。このように官報公示の日から30日経過後であれば任意の発効日を指定することができまして、指定日発効と呼んでおります。

例年は10月中に専門部会を3回程度開いて結審していただいております、本日1回目の後、2、3回程度でということで専門部会の日程を御検討いただきます。できるだけ全会一致に向けてお互いに御努力をお願いしたいと考えますが、予定した日で全会一致に至らなかった場合は、一致に至るめどがあるのであれば日程を延期して専門部会で審議を続ける選択肢もございますが、専門部会として審議を尽くしても一致に至らない場合には、専門部会として採決をして結審した後に専門部会の報告書を作成していただき、審議会会長に報告をし、改めて本審を開催してその結果を審議するという判断もあろうかと思っております。とは言え特定最低賃金は全会一致が基本となりますので、全会一致に向けた御努力を重ねてお願いいたします。

なお、先日の本審において専門部会で全会一致での結審をした場合は、これを審議会の決定とする旨の議決をいただいております、併せて御承知おきをお願いいたします。

次に資料6ですが和歌山県鉄鋼業最低賃金に関する実態調査の結果報告書となっています。この報告は審議会資料として用いるために、鉄鋼業最低賃金の適用を受ける事業場について、今年6月1日現在の労働者の賃金の実態を調査し結果をまとめたものです。

報告書は目次に記載のとおり、1ページは用語の説明で、2ページは50円刻みの総括表となっています。各賃金額階級の労働者数を累計で表示、現在の最低賃金額1,050円は計から三行目の賃金額階級となり、該当労働者は10名となっています。表の下の方に記載していますが、月平均賃金額は275,669円、時間当たり平均賃金額は1,573円、一人当たりの月労働時間は175時

間となっています。3ページ目は賃金分布表で、これも50円刻みで、それぞれの賃金額階級などの労働者数と割合を表示しています。4ページ目はパート労働者のみの50円刻みの総括表です。5ページ目は50円刻みの賃金分布グラフです。6ページ目は1円刻みの総括表です。7ページは1円刻みの賃金分布表です。8ページ目は最低賃金引上げ額、率と影響率の関係表で、現状から50円まで引き上げた場合の引上げ率と影響率の表となっています。

資料7は全国の鉄鋼業関係の最低賃金の一覧表です。

このほか資料目次に入れておりませんが、今後の審議日程を検討していただくための事務局案と委員の皆様の日程を取りまとめたものを付けております。

次に和歌山県における鉄鋼業最低賃金の適用を受けない事業所を調査対象から除外しまして、再集計した結果報告がお手元の専門部会委員限りの資料となります。

専門部会委員限りの資料の8ページを御覧ください。1,050円をベースに1円ずつ引き上げた場合の引上げ率と影響率を示しております。先ほどの資料6では1,050円を下回る労働者数は2名となっておりますが、鉄鋼業最低賃金の適用を受けない労働者を除外して集計した結果は0人となっております。

少し戻りまして2ページは50円刻みの総括表となっています。各賃金額階級の労働者数を累計で表示、現在の最低賃金額1,050円は計から三行目の賃金額階級となり、該当労働者は10名となっています。左下の方に記載していますが、月平均賃金額は270,434円、時間額当たりの平均賃金額は、1,526円、一人当たりの月労働時間数は176時間となっています。3ページ目は賃金分布表で、これも50円刻みで、それぞれの賃金額階級の労働者数と割合を表示しています。4ページ目はパート労働者のみの50円刻みの総括表です。5ページ目は50円刻みの賃金分布グラフです。6ページは1円刻みの総括表です。7ページは1円刻みの賃金分布表です。8ページ目は先ほど御説明させていただいたとおりであります。

以上、配付資料の説明をしてまいりましたが何か御質問ございましたら、この資料に関連する議題の中でお伺いいたしますのでよろしくお願いたします。

続きまして、それでは議題の1の部会長と部会長代理の選出ですが、最低賃金法第25条第4項の規定では、公益を代表する委員の中から委員の選挙により選出することとなっておりますが、当専門部会は従来から公益代表委員の中で互選により選出して御承認をいただいております。今回もこの方法により選出したいと思いますよろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○事務局（谷本）

それでは部会長、部会長代理の選出について、公益代表委員の皆様で御協議していただきまして選出をお願いしたいと思います。

○和中委員

はい。先日公益代表委員の会議におきまして協議しました結果、部会長は私、和中が、部会長代理は足立委員が担当することになりました。

○事務局（谷本）

ありがとうございます。

それでは公益代表委員で御協議いただきまして、部会長に和中委員、部会長代理には足立委員を選出いただきました。

御意見ございませんでしょうか。

〈意見等なし〉

○事務局（谷本）

なければ部会長を和中委員、部会長代理を足立委員をお願いをし、これ以降の議事の進行は和中部会長に引き継ぎいたします。

和中部会長よろしく願います。

○和中部会長

はい。部会長の和中でございます。よろしく願います。

これ以降の審議は私が進行役等を務めますのでよろしく願います。

それでは次第にしたがいまして議題2、議事の進め方についてですが、専門部会では鉄鋼業最低賃金の審議を行います。特に金額審議の際には各委員の率直な意見交換が行われることが重要と考えております。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、専門部会運営規程の第5条では専門部会は公開が原則となっております。ただし第5条のただし書きにおきまして、公開することにより委員の率直な意見交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には非公開にすることができると記載されております。今回も開始からここまでは議事進行につきましては公開とさせていただきますが、委員の率直な意見交換、意思決定の中立性を確保する場合は第5条ただし書きを適用し、第1回本審においても審議いたしましたが、公労使三者が集まって議論を行う場合は公開、公労、公使等二者による個別審議につきましては非公開とさせていただきますと考えておりますが、この内容でよろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○和中部会長

はい。ありがとうございます。

それでは個別審議は非公開と。それ以外は原則として公開という形で進めさせていただきますと思います。

次に議題3、議事録確認委員の選出についてということですが、公益代表委員は部会長であります私が担当いたしますが、労働者側委員及び使用者側委員におかれまして議事録確認委員の選出をお願いしたいと思います。労働者側、使用者側、それぞれ1名を選出していただけますでしょうか。

お伺いさせていただきます。まず労働者側委員いかがでしょうか。

○久富委員

久富がやります。

○和中部会長

では使用者側は。

○田中一壽委員

私、田中が行います。

○和中部会長

それでは労働者側は久富委員、そして使用者側は田中委員でお願いしたいと思います。後日議事要旨を作成する場合も確認をいただくことがありますので、またその際はよろしくお願いしたいと思います。

では議題4ですね、議題4の本年度の審議についてこれより検討させていただきます。

まず意見聴取についてですが、会議の冒頭におきまして事務局から報告がありましたとおり、意見聴取の公示の文書の提示がありませんでした。審議に当たって関係労使の中から意見聴取が必要かという御意見はございますでしょうか。

〈意見等なし〉

○和中部会長

和歌山県の鉄鋼業を代表される皆様方、労使の方がここにお集まりいただいておりますので、専門部会の委員に就任されてる皆様方に別途お聴きすることによって、別途意見聴取は実施しないという形で進めさせていただきます。

いますが、その内容でよろしいでしょうか。

○田中一壽委員

はい。お願いします。

○和中部会長

はい。ありがとうございます。

それでは意見聴取は実施しないということにさせていただきます。

次に議題5、特定最低賃金を取り巻く状況について意見交換ということで、この議題を意見交換さしていただくに際して基本的な見解ですね、特定最低賃金を取り巻く状況、金額審議に当たっての基本的な見解等につきまして、意見交換を行っていただきたいなというふうに思っております。事務局からの提出がありました最低賃金実態調査結果等の資料等も参考にさせていただいて意見交換をさせていただきたいと思っております。

労働者側委員、使用者側委員に意見をお伺いしますが、まずは労働者側委員お願いしてよろしいでしょうか。

○久富委員

はい。それでは私の方から労働者側の取り巻く状況等について述べさせていただきますというふうに思います。

私らを取り巻く環境につきましては、2021年度後半以降から続く物価上昇がですね、働く者の生活に大きな打撃を与えていることや、さらには生活必需品などの切り詰めることができない支出項目の上昇が働く者の生活を圧迫していることは言うまでもありません。

このような中、今年の春闘におきましては、優秀な人材の確保、定着に向けた人への投資や、さらには20年以上にわたる日本社会のデフレマインドを払拭し、局面を転換する大きな意味を持った労使交渉が行われ、結果としてですね、大幅な賃金改善となったということでもあります。これは労働力人口が減少する現下の環境におきまして、企業が存続、発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きをおいていることの現れであるものと受け止めております。

また、我々鉄鋼産業におきましては、他産業と比較した場合、非常に高い技術ですとか熟練度を必要とする専門性が求められる産業であります。作業環境においても会社は日々改善を図っているものの、まだまだですね、厳しい環境での作業も存在することや肉体的、精神的に負荷が高いことから、当然それに見合った賃金が必要であるというふうに考えております。

このようなことから我々としては、和歌山県において地賃に対する鉄鋼最賃の優位性についても引き続きですね、確保していくことが必要不可欠だとい

ふうに考えております。さらには年々言われております生産年齢人口が減少するなかで、和歌山県においても他府県に働き手が流出し続けている状況に危惧しているところであります。

まあこのようなことを申し述べまして、本日いただいた資料ですとか、他府県で行われておりますこの鉄鋼最賃専門部会の動向を踏まえながら、労働者側です、今後議論を重ねまして、次回には金額提示をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

以上です。

#### ○和中部会長

はい。ありがとうございました。

それでは使用者側の方から御説明いただけますでしょうか。

#### ○田中康平委員

はい。それでは私の方からですね、鉄鋼業を取り巻く環境及び鉄鋼各社を取り巻く環境について述べさせていただきます。

まずですね、鉄鋼業を取り巻く環境についてですけれども、足下ですね、国内外共にですね、需要はですね、非常に低迷しております、非常にですね、厳しい環境となっております。まああの海外、国内それぞれのポイントを申し上げますと、海外につきましては皆さん御存じのとおり、今ですね、中国がですね、一大生産、消費地として非常にまあどうでしょう、世界全体の半分以上を占めているんですけれども、この中国がですね、非常に低調ということで、まああの政府によるですね、景気刺激策等も打たれてるんですけれども、まだ十分な効果には結び付いていないということで、鉄鋼のですね、需要の回復がなかなか見通せない中で、中国のですね、国内の内需、国内需要を上回るレベルの生産、それから周辺国への輸出ってものを継続しております。でまあ結果ですね、周辺のASEANを始めとする国のですね、鉄鋼の鋼材市況に影響を及ぼしております、市況がですね、低迷しているという状況でございます。でまあ結果ですね、当社を含む国内メーカーのですね、もっと言えばアジアの鉄鋼メーカーの採算性っていうのが極めて厳しい状況になっているというのがマクロのトレンドでございます。まあその結果ですね、えーとちょっと違う問題としてその中国に対する輸入材の通商措置ですね、まあいわゆるセーフガードですとかアンチダンピングというものを各国が打ってですね、そういうものの調査ですとか発動がですね、起こり始めていると、かなり起こっているという状況でございます。これがまあ海外の状況になっております。

で国内ですね、日本国内の状況を補足しますと、国内の内需はですね、なかなかこちらですね、何でしょう、歴史的な推移の中では非常に足下低い水準にな

っております、特にですね、鋼材のメインの消費先である自動車分野ですとか建設分野の需要が低迷しております。加えてですね、先ほどの世界の状況で述べたとおり、輸入材のですね、流入の懸念が国内にもありまして、鋼材市況は難化していると。今後もなかなか回復する見込みがないというのが継続しております。というのがですね、業界の足下の状況でございます、そういう状況の中で鉄鋼各社の状況ですけれども、当然ですね、環境は厳しい中でコスト改善等の自助努力も進めている状況なんですけれども、それを上回る環境の厳しさが継続しているということが言えるかと思えます。

それから去年も一昨年も述べさせていただいたんですけれども、カーボンニュートラルですね、こちらに当社のみならず産業全体としてですね、かなり大型の投資が必要ということで、そういうものを踏まえると中長期的な視点でも非常に厳しい経営環境が継続するというふうに考えられると言っていると思えます。ここまでの鉄鋼各社の状況です。

最後にですね、一方でということなんですけれども、今労側からもですね、いただいたとおり、国として、新内閣とかまああれですけど最低賃金をですね、元々2030年って言ってたのに2020年代までに1,500円まで引き上げるとい目標もですね、出ておりますし、鉄鋼業の魅力を高めるという意味で先ほどありましたとおり、足下のインフレに対する賃金のですね、賃金上昇の対応ですとか、またあの人を確保していくという意味で、人材確保をですね、しっかり行うためにあの魅力的な待遇をあの担保するというのも必要だと思っております。

そういうものを踏まえるとですね、賃上げについては一定水準をですね、しっかりと行うべきであるとも考えておりますし、実際に当社も先ほどあったとおりですね、人材確保、定着のためにあの今年度ですね、ベースアップを始めとした大幅待遇改善を実施しております。

ちょっと長くなりましたけど以上を踏まえてですね、地賃のですね、上げ幅、尊重しながらもですね、鉄鋼産業全体ですね、状況もよく見ながらあのバランスをですね、どのように取って落としどころを探るかという点がですね、なかなか難しいなと思っておりますが、そこは議論を尽くしてですね、決めていければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

はい。以上です。

○和中部会長

はい。ありがとうございました。

それでは公益代表委員側の意見なんですけど、何かございませんか。

〈意見等なし〉

○和中部会長

はい。

それぞれのお立場からですね、コメントされる内容は正にそういう内容だろうと思います。国の方もやはり先ほど御説明ありましたが、2030年頃までに最低賃金を1,500円まで持っていこうということで方針を、漠然とした方針ですけれど、まあ方向性はそういう方向だと思います。ただし鉄鋼事業の業界の足下につきましても先ほど御説明ありましたように、特に中国ですね、中国が不況で、不況をカバーするためかなり生産をして、かなり安い単価で輸出をしていると。それがまた関税とかですね、その辺りの議論にもなっていくというところで、決して環境的に十分こう賃上げを吸収できるだけの環境が全部そろっているかというところ、最終的には双方の御意見のバランスを取りながら決めていただくという形になるのかなというふうに思っております。

特に後追加でコメントしておく事項等ございませんでしょうか。  
よろしいですか。

〈意見等なし〉

○和中部会長

今最低賃金を取り巻く状況につきまして、労使双方からいろいろ御意見を承りましたが、先ほど労働者側の委員の方からですね、金額面につきましては次回の、次回以降の会議で、審議で御提示したいというふうに御意見ありましたが、それはもうその内容で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○田中康平委員

はい。

○和中部会長

はい。ありがとうございます。

それでは今回は金額審議に入らないということで、金額審議の内容はこれで終了とさせていただきたいと思います。

次にそうなりますと審議日程ということで、次回以降のですね、審議日程をちょっと決めさせていただくことになると思います。審議日程につきましては、事務局の方から御説明をいただいております。

○事務局（谷本）

はい。それでは今後の審議日程につきまして事務局から説明をさせていただきます。

きます。

お手元にですね、あらかじめあの各委員の方々に伺った予定を集約した表を入れさせていただいておりますので、ちょっと御覧をいただければと思います。

まず先ほど申しましたように効力発生日に留意する必要があるとして、例年どおり12月30日までの発効をするということであれば10月31日までに答申をいただく必要がございます。日程の提案につきましてはなかなかあの全委員の予定が合う日時があのございませんで、できるだけ欠席者が少ない日時、部会長が出席いただけるかどうかなど考えたうえで別紙の事務局案を作成しております。また現時点においては土、日は外しております。もちろん事務局としましては回数や期日を制約するものではございませんので、事務局案を参考に御検討いただければと思っております。一応第5回までということまで日程を挙げさせていただいておりますが、どちらかというところも予備日ということも含めて記載させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

#### ○和中部会長

審議日程につきましては、ただ今事務局の御提案を参考にして検討させていただきたいと思いますが、御提示ありました日程案につきまして皆さん御意見はいかがでしょうか。一応第2回から第5回までということまで候補日、挙げさせていただいておりますが、なおかつ事前に一応の調整はしていただいているということなんですが、一応再度読み上げますと、第2回が10月15日の火曜日の17時から、第3回目10月21日月曜日17時から、第4回目10月23日水曜日18時から、第5回目10月28日月曜日17時からということで、最終的に第5回まで必要でないというケースも想定されますが、日程は一応あの事前に調整させていただくのが効率よくできるのかなと思いますので、ここで皆さんの意見をお聞きしながら日程調整をさせていただきたいと思いますが、先ほど第2回以降第5回まで御提示させていただきましたがこの時間帯でよろしいでしょうか。

特に異論ございませんか。はい。

よろしいですか。

〈意見等なし〉

#### ○和中部会長

はい。分かりました。

そうしましたら改めて確定内容を再度申し上げます。第2回目は10月15日17時から、第3回目は10月21日17時から、第4回目10月23日水曜日18時から、第5回目10月28日月曜日17時からということでお願いし

たいと思います。また本日欠席された委員には事務局から御連絡をお願いいたします。

特にそのほか御意見等ございませんでしょうか。一応審議は第6番目の審議日程まで終了いたしました。

特にございませんか。

〈意見等なし〉

○和中部会長

で次はそうしましたら7のその他ということで、事務局、その他の議題として何かございますでしょうか。

事務局の方はいかがでしょうか。

○事務局（谷本）

特に、はい。

ただあの2回目は今度10月15日ということで休みを挟んでの形になりますけども、その辺は大丈夫でしょうか。

〈意見等なし〉

○事務局（谷本）

あっはい。すみません。そしたら。

○和中部会長

はい。ありがとうございます。

特にないようですので本日の会議はこれを持ちまして終了とさせていただきます。

ありがとうございました。